



### 1 基本的事項

#### (1) 山形県環境計画の位置づけ

- 山形県環境基本条例(平成11年3月制定)第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(県環境行政のマスタープラン)
- 第4次山形県環境計画(令和3年3月策定)は、各法令に基づく5つの法定計画としても位置付け

※山形県環境計画とは別に策定している主な個別(分野別)計画  
 山形県エネルギー戦略 / 山形県循環型社会形成推進計画  
 山形県鳥獣保護管理事業計画 / 山形県水資源保全総合計画  
 山形県生活排水処理施設整備基本構想 等

#### (2) 計画期間

令和3年度～令和12年度(10年間)

《第4次山形県環境計画に統合されている計画》

計画名	該当箇所
山形県環境教育行動計画 (環境教育促進法：都道府県行動計画)	第3章 施策の展開方向 主に「施策の柱1」
山形県地球温暖化対策実行計画 (地球温暖化対策推進法：地方公共団体実行計画(区域施策編))	第3章 施策の展開方向 主に「施策の柱2」「施策の柱3」
山形県気候変動適応計画 (気候変動適応法：地域気候変動適応計画)	第3章 施策の展開方向 主に「施策の柱2」
山形県生物多様性戦略 (生物多様性基本法：生物多様性地域戦略)	第3章 施策の展開方向 主に「施策の柱5」
山形県環境保全率先実行計画 (地球温暖化対策推進法：地方公共団体実行計画(事務事業編))	第4章4「県の事務事業における温室効果ガスの削減」

### 2 環境をめぐる状況等

#### (1) 環境・社会の変化

- 気候変動の加速、自然災害の頻発化・激甚化
- エネルギー価格の高騰
- DXやGXの進展
- 循環経済への移行
- 生物多様性の危機
- 野生鳥獣による被害や生活領域への出没増
- PFASによる汚染の顕在化 等

#### (2) 各種法令、個別計画等の策定や見直し

- 国の関連計画の策定・改定等
  - 生物多様性国家戦略 (R5.3月)
  - 第六次環境基本計画 (R6.5月)
  - 第五次循環型社会形成推進計画 (R6.8月)
  - 地球温暖化対策計画 (R7.2月)
  - 第7次エネルギー基本計画 (R7.2月) 等
- 県条例の制定、計画等の策定・改定等
  - 山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例 (R4.4月施行)
  - 山形県脱炭素社会づくり条例 (R5.4月施行)
  - 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例 (R6.7月施行)
  - 第4次総合発展計画後期実施計画 (R7.3月)
  - 山形県エネルギー戦略の見直し (R6.9月) 等

### 3 中間見直しの方向性について

**現行の「6つの施策の柱」を基本として、環境をめぐる状況の変化等を踏まえ、課題解決に向けて、中間見直しを行う**

- 第4次山形県総合発展計画後期実施計画や国の第六次環境基本計画等を踏まえて、脱炭素社会の実現や環境の保全・創造等に向けた取組みを通した「県民のウェルビーイングの実現」を目指す
- 第4次山形県環境計画策定後に制定(策定)・改正(改定)された法令や各種計画等の内容や、樹氷復活に代表される本県独自の自然環境の保全を目的とした取組みを反映し、近年の社会的要請や主要課題に対応した施策展開とする

## 【施策の柱5】「生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築」に係る見直しについて

目指す  
将来の姿

- ・ 生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体が保全活動に参画している。
- ・ 生物多様性がもたらす豊かな恵みを楽しみ、持続的に活用している。
- ・ 本県ならではの自然環境や景観などの環境資産を活かした取組みにより、地域の活性化が図られている。

### 【これまでの目標指標の推移】

凡例：「○」目標値達成に向け概ね順調に進捗している、  
「△」進捗は見られるもののなお一層の取組みが必要、  
「▼」計画策定時より悪化している、「－」計画策定時から変わらず進展していない

	指標	計画策定時現状値	R5実績値(又は直近値)	目標値
17	県民の生物多様性の認知度(当該年度)	46.3% (H29)	52.8% (R5)	○ 50% (R12)
18	狩猟免許所持者数(当該年度)	2,972人/年 (R1)	3,454人/年 (R5)	○ 4,000人/年 (R12)
19	やまがた緑環境税を活用した森づくりへの参加人数(当該年度)	66,858人/年 (R1)	69,445人/年 (R5)	○ 70,000人/年 (R8)
20	やまがた緑環境税を活用した森林整備面積(H29からの累計)	3,332ha (R1)	7,246ha (R5)	○ 11,600ha (R8)
21	やまがた百名山等利用者数(山岳観光者数)(当該年度)	789,400人/年 (R1)	614,200人/年 (R5)	▼ 1,000,000人/年 (R12)

### 施策の展開方向



生物多様性  
を守る

- 重要な生態系の保全・再生及び野生鳥獣の適切な管理、鳥獣被害対策の推進
- 自然公園施設の老朽化やオーバーユース等に対応した施設の整備・維持管理・利活用促進
- 地元住民による「やまがた百名山」の環境整備の支援、環境資産の保全意識の醸成
- 「『山の日』全国大会」を通じた、本県の山岳資源の魅力発信及び認知度向上

現行計画策定後からこれまで	今後の考え方	見直しの方向性(案)
<p>(現行計画の主な成果(◇)、主な課題(◆)、策定後の情勢変化・国の動き等(○))</p> <p>◇ 県民の生物多様性の認知度や、やまがた緑環境税を活用した森づくりへの参加人数は目標に対し概ね順調に進捗している。</p> <p>◆ やまがた百名山等利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく減少した。その後回復傾向にあるものの、利用者拡大に向けた更なる取組みが必要。</p>	<p>⇒ 山形の山のさらなる魅力向上・発信による利用拡大と自然環境の保全を両輪とし一体的な事業展開を図る。</p>	<p>〈(★)新規(大幅な拡充等を含む。)、(○)拡充、見直し等〉</p> <p>【施策の展開方向】</p> <p>★ 県内外の登山者への認知度向上・利用拡大を目指す、「やまがた百名山」デジタルスタンプラリーの実施や、環境保全活動体験を通じた保全活動の担い手確保を目指した山岳環境保全体験ツアーの取組みを進める。</p>
<p>◆ イノシシやツキノワグマなど野生鳥獣の生息域・個体数が拡大。クマ等の市街地出没の防止やニホンジカによる希少野生植物の食害への対応など、人口減少下における持続可能な被害防止に向けた新たな取組みが必要。</p> <p>○ 令和6年7月に施行された「山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例」では、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境を実現することを目指すこととしている。</p> <p>○ 令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、2030年までにネイチャーポジティブ(自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること)を達成するという目標が掲げられた。</p>	<p>⇒ 鳥獣対策にかけることができるマンパワーが減っていく人口減少下においては、従来の対策を持続できないため、人材をはじめとした地域の資源を共有する考え・体制にシフトさせる。重要な生態系のみならず、現在県内で維持されているいずれの生態系もネイチャーポジティブの視点から不可欠なため、より多くの多様な主体の参画を促す。</p>	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○ ネイチャーポジティブの実現のために、重要な生態系に対する取組みをシンボルとしながらも身の回りにある生態系の維持にも視点を向けるような施策展開とする。</p> <p>○ ニホンジカやイノシシなど一部の獣だけが著しく個体数を増やす状況は生態系・生物多様性への影響が非常に大きい(ニホンジカが一部の植物を食べつくし、土壌が流出し、土砂災害が発生するなど)ため、農作物被害と生活環境被害が中心である鳥獣被害防止対策に生物多様性の維持の視点・対策を盛り込む。</p> <p>★ (上記2点に関する対策の一つとして)人口減少が進展する中でも、今後の鳥獣被害対策を持続可能なものとするための体制整備に向けた取組みを進める。</p>
<p>○ 令和4年8月に第6回山の日全国大会やまがた2022を開催(コロナで1年延期)。記念式典で知事が樹氷復活県民会議の設立を宣言し、令和5年3月に樹氷復活県民会議を設立。令和7年3月には自然再生協議会(法定協議会)設立。</p>	<p>⇒ 枯損した蔵王山頂付近のオオシラビソ林の再生について計画的な実施を図る。</p>	<p>【施策の展開方向】</p> <p>★ 本県の冬の象徴とも言える蔵王の樹氷復活に向け、計画に基づくオオシラビソ林再生に向けた取組みを進める。</p>